

日本版スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年八月十一日

大久保 勉

参議院議長 山崎 正昭殿

日本版スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードに関する質問主意書

日本版スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの現状及び今後の課題について、以下質問する。

一 日本版スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードが、日本の株価形成にどのような影響を与えているか、政府の見解を明らかにされたい。また、海外の投資家からの評価について、政府の見解を併せて明らかにされたい。

二 取締役会の構成員でない相談役や顧問等が、企業経営の根幹に関わる重要判断を行うことは、コーポレートガバナンス・コードの普及及び定着にどのような影響を及ぼすのか、政府の見解を明らかにされたい。特に、代表取締役社長を経験した相談役や顧問等が、社長の指名等の人事に実質的に関与して企業経営に重大な影響を与えることは、コーポレートガバナンス・コードにおいて、どのような評価をされるか、政府の見解を明らかにされたい。

三 独立社外取締役の設置や委員会等設置会社への移行のみでは企業統治の向上策として不十分であり、コーポレートガバナンス・コードの実効性を高めていくことが不可欠であると考えるが、これに対する政

府の見解を明らかにされたい。

右質問する。